

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年10月15日
【四半期会計期間】	第103期第3四半期（自平成27年6月1日至平成27年8月31日）
【会社名】	キューピー株式会社
【英訳名】	Kewpie Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 峰三郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」 で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都調布市仙川町2丁目5番地7
【電話番号】	(03)5384-7780
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営推進本部長 篠原 真人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第102期 第3四半期連結 累計期間	第103期 第3四半期連結 累計期間	第102期
会計期間		自平成25年12月1日 至平成26年8月31日	自平成26年12月1日 至平成27年8月31日	自平成25年12月1日 至平成26年11月30日
売上高	(百万円)	412,813	431,565	553,404
経常利益	(百万円)	19,231	21,894	25,368
四半期(当期)純利益	(百万円)	10,704	14,030	13,366
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	12,945	20,460	18,968
純資産額	(百万円)	220,157	240,047	220,397
総資産額	(百万円)	352,222	363,816	356,994
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	71.20	92.44	88.69
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	55.4	57.5	54.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	18,833	13,224	34,392
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	29,153	31,476	30,847
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,394	6,409	3,149
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(百万円)	32,344	20,609	44,788

回次		第102期 第3四半期連結 会計期間	第103期 第3四半期連結 会計期間
会計期間		自平成26年6月1日 至平成26年8月31日	自平成27年6月1日 至平成27年8月31日
1株当たり四半期純利益	(円)	29.94	28.06

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含めておりません。
3. 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」については、潜在株式が存在しないため記載していません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

##### <調味料セグメント>

当第3四半期連結会計期間より、新たに南通丘比食品有限公司を設立したため、連結の範囲に含めております。

##### <加工食品セグメント>

平成26年12月1日をもって当社のパン周り商品販売事業をアヲハタ株式会社に会社分割したことにより当社はアヲハタ株式会社の株式を取得しました。その結果、第1四半期連結会計期間より、従来、持分法適用の範囲に含めていたアヲハタ株式会社を連結の範囲に含めております。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、円安が継続する中、堅調な企業業績により雇用環境の改善は進みました。一方、天候不順などの影響を受ける中、所得の伸び悩みもあり個人消費は低調に推移しました。

食品業界においては、食の安全・安心に関する話題が多く取り上げられるとともに、原資材価格の上昇などによる商品の値上げも進みました。

食品物流業界においては、人手・車両不足による運送コストの上昇などが継続しました。

当社グループ（当社および連結子会社）の状況

平成25年度からの3年間を対象とする中期経営計画では、グループ全体で挑戦する風土を醸成し、国内での持続的成長と海外での飛躍的成長を遂げるべく、「ユニークさの発揮と創造」を軸にした4つの経営方針（経営基盤の強化、国内でのイノベーション、海外への本格展開、将来への布石）にグループが連携して取り組み、企業価値の一層の向上に努めております。

#### ・売上高

調味料事業やサラダ・惣菜事業、物流システム事業などの好調や、加工食品事業におけるアヲハタ株式会社の連結子会社化により、4,315億65百万円と前年同期に比べ187億52百万円（4.5%）の増収となりました。

#### ・利益

タマゴ商品の価格改定や物流システム事業のコスト改善、海外展開の伸張により、営業利益は211億92百万円と前年同期に比べ27億74百万円（15.1%）、経常利益は218億94百万円と前年同期に比べ26億63百万円（13.8%）の増益となりました。

四半期純利益は、アヲハタ株式会社の連結子会社化による特別利益19億48百万円などにより、140億30百万円と前年同期に比べ33億26百万円（31.1%）の増益となりました。

セグメント別の状況

[売上高の内訳]

（単位：百万円）

	前第3四半期 （自平成25年12月1日 至平成26年8月31日）	当第3四半期 （自平成26年12月1日 至平成27年8月31日）	増減（金額）	増減（比率）
調味料	114,746	118,528	3,782	3.3%
タマゴ	73,373	76,741	3,368	4.6%
サラダ・惣菜	76,496	81,307	4,811	6.3%
加工食品	42,666	46,606	3,940	9.2%
ファインケミカル	7,494	8,320	826	11.0%
物流システム	93,926	95,777	1,851	2.0%
共通	4,109	4,284	175	4.3%
合計	412,813	431,565	18,752	4.5%

[ 営業利益の内訳 ]

( 単位 : 百万円 )

	前第3四半期 (自平成25年12月1日 至平成26年8月31日)	当第3四半期 (自平成26年12月1日 至平成27年8月31日)	増減(金額)	増減(比率)
調味料	9,141	10,315	1,174	12.8%
タマゴ	2,481	4,025	1,544	62.2%
サラダ・惣菜	2,597	2,021	576	22.2%
加工食品	265	167	98	37.0%
ファインケミカル	632	187	445	70.4%
物流システム	2,496	3,611	1,115	44.7%
共通	795	857	62	7.8%
調整額	6	6	0	0.0%
合計	18,418	21,192	2,774	15.1%

調味料

- ・海外での拡大が進むとともに、国内はサラダ調味料が堅調に推移し増収
- ・積極的な需要喚起で販売促進費は増加したが、増収効果やコスト改善により増益

タマゴ

- ・半熟技術を活用した付加価値品や夏のメニュー向け商品の伸張、価格改定効果により増収
- ・販売数量の増加や価格改定の効果に加え、コスト改善が進み増益

サラダ・惣菜

- ・宅配ルートなどの新販路への展開や生産体制の強化で、惣菜やカット野菜が伸張し増収
- ・コスト改善は進んだが、減価償却費などのコスト増加により減益

加工食品

- ・アヲハタ株式会社の連結子会社化や、調理ソース・育児食の伸張により増収
- ・不採算商品の整理は進んだが、連結子会社化によるコスト増加で減益

ファインケミカル

- ・医薬用EPAは伸び悩んだが、通信販売会社の連結子会社化やヒアルロン酸の好調により増収
- ・医薬用EPAの売上減少や通信販売会社の連結子会社化によるコスト増加で減益

物流システム

- ・既存顧客の受託エリア拡大や新規顧客の獲得などが進み増収
- ・増収効果やコスト改善、燃料コストの減少などにより増益

共通

- ・食品メーカー向け製造機械の販売増加により増収増益

(2) 財政状態

- ・総資産は、3,638億16百万円と前連結会計年度末に比べ68億22百万円増加  
 主に「有形固定資産」、「商品及び製品」の増加、「現金及び預金」の減少による
- ・負債は、1,237億69百万円と前連結会計年度末に比べ128億27百万円減少  
 主に「支払手形及び買掛金」、流動負債の「その他」に含まれる未払費用の減少による
- ・純資産は、2,400億47百万円と前連結会計年度末に比べ196億50百万円増加  
 主に「利益剰余金」、「少数株主持分」の増加による

(3) キャッシュ・フロー

- ・現金及び現金同等物の残高は、206億9百万円と前連結会計年度末に比べ241億78百万円減少
- 各キャッシュ・フローの状況
  - 営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益、減価償却費に加え、引当金、たな卸資産の増加、売上債権、仕入債務、その他に含まれる未払費用の減少、法人税等の支払いなどにより132億24百万円の収入(前年同期は188億33百万円の収入)
  - 投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券、有形固定資産の取得による支出などにより314億76百万円の支出(前年同期は291億53百万円の支出)
  - 財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いなどにより64億9百万円の支出(前年同期は13億94百万円の支出)

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますが、突然に大量買付行為がなされた際には、短期間の内に買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかにつき適切な判断が求められる株主の皆様にとって、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者の考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、買付者の過去の投資行動等、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大量買付行為を行う買付者においては、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に対する株主の皆様判断のために必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大量買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものもないとは言えず、そのような大量買付行為から当社の基本理念やブランド、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者としては、当然の責務であると認識しております。

このような責務を全うするため、当社取締役会は、株式の大量取得を目的とする買付け(または買収提案)を行う者に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為(または買収提案)が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

そこで、当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

以上の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方を、以下「本基本方針」といいます。

(2) 当社の本基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社の本基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資するための取り組みとして、以下の取り組みを実施しております。

(ア) グループ中期経営計画の策定

当社グループは、企業価値をより高めるために平成25年度を初年度とする3年間の中期経営計画を策定しております。

当中期経営計画においては、グループ全体で挑戦する風土を醸成し、国内での持続的成長と海外での飛躍的成長を遂げるべく、「ユニークさの発揮と創造」を源にした4つの経営方針(経営基盤の強化、国内でのイノベーション、海外への本格展開、将来への布石)を定めております。

当中期経営計画を実現するためには、これらの経営方針を軸に、各事業において収益体質を強化し、資産効率を高めるべく積極的な事業投資および設備投資を行うことが、当社の一層の企業価値および株主共同の利益の向上に資すると考えております。

(イ) コーポレート・ガバナンスの整備

当社グループは、効率的で健全な経営によって当社の企業価値および株主共同の利益の継続的な増大を図るため、経営上の組織体制や仕組み・制度などを整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置づけております。

当社は、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を1年としております。また、監査体制の一層の充実強化を図るため、社外監査役3名を含む監査役5名の体制をとっております。

上記(2)の取り組みについての当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記(2)(ア)および(イ)の取り組みは、いずれも、当社グループの企業価値および株主共同の利益を向上させ、その結果、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう大量買付者が現れる危険性を低減するものであり、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取り組みは、当社グループの価値を向上させるものであることから、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

- (3) 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み(当社株式の大量買付行為への対応方針(買収防衛策))

当社株式の大量買付行為への対応方針(買収防衛策)による取り組み

当社は、平成26年1月24日開催の当社取締役会において、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、平成26年2月25日開催の当社第101回定時株主総会の承認を停止条件として、大量買付行為への対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を継続して採用することを決定し、第101回定時株主総会において本対応方針を継続して採用することが承認されました。

本対応方針の概要は、以下のとおりです。

- (ア) 対象となる買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。)を対象とします。

- (イ) 大量買付ルールの内容

当社は、大量買付者が当社取締役会に対して大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、原則として60日(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合)または90日(その他の大量買付行為の場合)が当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案、株主意思の確認手続の要否の決定および対抗措置発動または不発動の決定のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として経過した後のみ、大量買付行為を開始することができる、という大量買付ルールを設定いたします。

また、大量買付ルールに関連して、本対応方針を適正に運用し当社取締役会の恣意的判断を可及的に防止するため、独立委員会を設置するとともに、株主の皆様の意思を尊重する見地から、必要に応じて株主意思の確認手続を行うこととします。独立委員会委員の人数は3名以上とし、独立委員会委員は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者、当社社外取締役または当社社外監査役の中から選任します。また、当社株主の皆様の意思を確認する場合には、会社法上の株主総会(以下「本株主総会」といいます。)による決議によるものとします。当社取締役会は、本株主総会を開催する場合には、本株主総会の決議の結果に従い、大量買付行為の提案に対し、対抗措置を発動しまたは発動しないことといたします。本株主総会の開催日は、原則として当初定められた取締役会評価期間内に設定するものとし、本株主総会を開催するための実務的に必要な期間等の理由によりやむを得ない事由がある場合には、独立委員会の勧告に基づき、取締役会評価期間を、30日間延長することができるものとします。

- (ウ) 大量買付行為がなされた場合の対応方針

- a. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として大量買付行為に対する対抗措置はとりません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

もっとも、大量買付者が真摯に合理的な経営をめざすものではなく、大量買付者による大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、本対応方針の例外的措置として、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、適切と考える手段をとることがあります。

- b. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

c. 対抗措置の手段

対抗措置の具体的な手段については、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の無償割当てその他会社法上および当社定款により認められる手段の中から、発動する時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。新株予約権無償割当てを選択する場合には、大量買付者等に新株予約権の行使を認めないこと等を新株予約権の条件として定めます。

d. 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置の発動が決定された後であっても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更または停止を行うことができるものとします。

(エ) 株主・投資家に与える影響等

a. 大量買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大量買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行うことを支援するものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

b. 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動にかかる大量買付者等を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。なお、当社取締役会が新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式価値の希釈は生じませんので、新株予約権の無償割当てにかかる権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

c. 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社が公告する新株予約権無償割当てにかかる割当基準日において当社の株主名簿に記録された株主に対し、新株予約権が無償にて割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。この他、割当方法、新株予約権の行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決定が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたしますので、その内容をご確認ください。

(オ) 本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、平成29年2月28日までに開催される第104回定時株主総会の終結の時までとします。

上記(3)の取り組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由

(ア) 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大量買付ルールの内容、大量買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

本対応方針は、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後にはのみ大量買付行為を開始することを求め、大量買付ルールを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付者の大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大量買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しております。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

(イ) 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記(1)「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」で述べたとおり、本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としております。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものと考えます。

さらに、当社株主の皆様を本対応方針の発効・延長の条件としており、本対応方針にはデッドハンド条項（導入した当時の取締役が一人でも代われれば消却不能になる条項）やスローハンド条項（取締役の過半数を代えても一定期間消却できない条項）は付されておらず、当社株主の皆様が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

(ウ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。さらに、必要に応じて、株主の皆様意思を尊重するため、株主意思の確認手続を行うことができるとしております。本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きを盛り込んでおります。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

#### (5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、28億84百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(注) 「第2 事業の状況」における文章中の金額には、消費税等は含めておりません。



### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年10月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	153,000,000	153,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	・権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式 ・単元株式数 100株
計	153,000,000	153,000,000	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年6月1日 ~ 平成27年8月31日	-	153,000	-	24,104	-	29,418

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年5月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年8月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式（自己保有株式） 1,230,800	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 151,648,800	1,516,488	同上
単元未満株式	普通株式 120,400	-	同上
発行済株式総数	153,000,000	-	-
総株主の議決権	-	1,516,488	-

（注）「完全議決権株式（その他）」および「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,710株（議決権の数37個）含まれております。

【自己株式等】

平成27年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） キューピー(株)	東京都渋谷区渋谷 1-4-13	1,230,800	-	1,230,800	0.80
計	-	1,230,800	-	1,230,800	0.80

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成27年6月1日から平成27年8月31日まで）および第3四半期連結累計期間（平成26年12月1日から平成27年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年8月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	34,815	20,618
受取手形及び売掛金	81,498	81,228
有価証券	10,000	5,000
商品及び製品	14,811	17,021
仕掛品	1,142	1,122
原材料及び貯蔵品	6,995	8,256
その他	5,533	11,828
貸倒引当金	203	171
流動資産合計	154,593	144,904
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	151,166	167,070
減価償却累計額	86,759	93,870
建物及び構築物(純額)	64,406	73,200
機械装置及び運搬具	142,058	153,925
減価償却累計額	113,659	120,187
機械装置及び運搬具(純額)	28,399	33,737
土地	46,109	47,847
建設仮勘定	7,144	3,266
その他	19,468	20,899
減価償却累計額	11,977	13,205
その他(純額)	7,491	7,694
有形固定資産合計	153,550	165,746
無形固定資産		
のれん	183	1,840
その他	3,204	3,534
無形固定資産合計	3,388	5,374
投資その他の資産		
投資有価証券	26,568	27,705
退職給付に係る資産	8,207	9,264
その他	11,226	11,348
貸倒引当金	540	527
投資その他の資産合計	45,462	47,790
固定資産合計	202,401	218,911
資産合計	356,994	363,816

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年8月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	53,775	47,909
短期借入金	7,859	9,568
未払法人税等	5,278	4,205
賞与引当金	1,054	4,839
その他の引当金	1,075	2,778
その他	37,054	22,720
流動負債合計	106,097	92,022
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	6,632	6,160
退職給付に係る負債	2,581	3,202
資産除去債務	653	739
その他	10,632	11,643
固定負債合計	30,499	31,746
負債合計	136,596	123,769
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,104	24,104
資本剰余金	30,309	30,302
利益剰余金	142,489	152,556
自己株式	1,150	1,415
株主資本合計	195,752	205,548
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,902	8,623
繰延ヘッジ損益	4	11
為替換算調整勘定	1,234	56
退職給付に係る調整累計額	5,373	5,187
その他の包括利益累計額合計	701	3,481
少数株主持分	25,346	31,017
純資産合計	220,397	240,047
負債純資産合計	356,994	363,816

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年12月1日 至平成26年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年12月1日 至平成27年8月31日)
売上高	412,813	431,565
売上原価	313,061	322,225
売上総利益	99,751	109,340
販売費及び一般管理費	81,333	88,148
営業利益	18,418	21,192
営業外収益		
受取利息	129	95
受取配当金	339	430
持分法による投資利益	-	67
その他	877	731
営業外収益合計	1,346	1,325
営業外費用		
支払利息	219	237
持分法による投資損失	28	-
その他	285	385
営業外費用合計	532	623
経常利益	19,231	21,894
特別利益		
持分変動利益	-	1,118
段階取得に係る差益	-	830
負ののれん発生益	406	105
固定資産売却益	79	114
その他	244	623
特別利益合計	729	2,792
特別損失		
固定資産除却損	562	1,079
関係会社出資金評価損	-	257
関係会社清算損失引当金繰入額	-	261
減損損失	-	71
その他	46	33
特別損失合計	609	1,704
税金等調整前四半期純利益	19,351	22,982
法人税等	7,115	7,126
少数株主損益調整前四半期純利益	12,236	15,855
少数株主利益	1,531	1,824
四半期純利益	10,704	14,030

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年12月1日 至平成26年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年12月1日 至平成27年8月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	12,236	15,855
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	451	2,837
繰延ヘッジ損益	3	15
為替換算調整勘定	260	1,610
退職給付に係る調整額	-	172
持分法適用会社に対する持分相当額	0	-
その他の包括利益合計	709	4,604
四半期包括利益	12,945	20,460
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	11,335	18,213
少数株主に係る四半期包括利益	1,609	2,246

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年12月1日 至 平成26年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年12月1日 至 平成27年8月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	19,351	22,982
減価償却費	11,768	13,989
減損損失	-	71
持分法による投資損益(は益)	28	67
投資有価証券評価損益(は益)	4	0
関係会社出資金評価損	-	257
引当金の増減額(は減少)	4,960	5,274
負ののれん発生益	406	105
段階取得に係る差損益(は益)	-	830
持分変動損益(は益)	-	1,118
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	315
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	-	1,104
前払年金費用の増減額(は増加)	353	-
受取利息及び受取配当金	469	526
支払利息	219	237
固定資産除売却損益(は益)	484	967
売上債権の増減額(は増加)	6,652	4,350
たな卸資産の増減額(は増加)	3,061	2,238
仕入債務の増減額(は減少)	2,180	9,297
その他	3,646	10,641
小計	24,408	22,518
利息及び配当金の受取額	528	557
利息の支払額	238	256
法人税等の支払額	5,865	9,594
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,833	13,224
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	10,000	10,000
有価証券の償還による収入	5,000	5,000
有形固定資産の取得による支出	22,699	25,082
無形固定資産の取得による支出	419	925
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	44
投資有価証券の取得による支出	1,032	85
投資有価証券の償還による収入	1,946	-
関係会社株式の取得による支出	2,184	-
子会社株式の売却による収入	432	-
関係会社株式の売却による収入	-	58
短期貸付金の純増減額(は増加)	38	374
長期貸付けによる支出	38	18
長期貸付金の回収による収入	20	9
定期預金の預入による支出	-	98
定期預金の払戻による収入	-	117
その他	215	120
投資活動によるキャッシュ・フロー	29,153	31,476



(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年12月1日 至平成26年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年12月1日 至平成27年8月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	138	8
長期借入れによる収入	4,010	603
長期借入金の返済による支出	668	1,073
配当金の支払額	3,369	3,642
少数株主への配当金の支払額	512	531
自己株式の取得による支出	3	77
子会社の自己株式の取得による支出	-	551
その他	990	1,143
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,394	6,409
現金及び現金同等物に係る換算差額	96	482
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	11,618	24,178
現金及び現金同等物の期首残高	43,963	44,788
現金及び現金同等物の四半期末残高	32,344	20,609

【注記事項】

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても退職給付の見込支払日までの平均期間に基づく割引率から、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映した割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る資産が47百万円減少し、退職給付に係る負債が460百万円増加するとともに、利益剰余金が320百万円減少しております。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する連結会計年度に適用される法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年12月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.06%に、平成28年12月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.26%となります。

この結果、繰延税金資産(固定資産)の純額が71百万円、繰延税金負債(固定負債)の純額が942百万円減少し、法人税等調整額(貸方)が447百万円増加しております。

( 四半期連結貸借対照表関係 )

偶発債務

次の会社および従業員の金融機関からの借入金等に対して連帯保証をしております。

保証債務

	前連結会計年度 (平成26年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年8月31日)
従業員(借入債務)	402百万円	366百万円
上海丘寿儲運有限公司 (契約義務履行に対する債務保証)	139	107
あさと物流株式会社(借入債務)	122	89
エイ・ケイ・フランチャイズシステム 株式会社(借入債務)	77	72
計	741	635

(注) エイ・ケイ・フランチャイズシステム株式会社の金額は、再保証を行っているため、再保証額を記載していません。

( 四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係 )

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年12月1日 至平成26年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年12月1日 至平成27年8月31日)
現金及び預金勘定	27,348百万円	20,618百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	4	8
有価証券勘定	5,000	-
現金及び現金同等物	32,344	20,609

( 株主資本等関係 )

前第3四半期連結累計期間(自平成25年12月1日 至平成26年8月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年1月24日 取締役会	普通株式	1,647	11.00	平成25年11月30日	平成26年2月26日	利益剰余金
平成26年6月24日 取締役会	普通株式	1,721	11.50	平成26年5月31日	平成26年8月4日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成26年12月1日 至平成27年8月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年1月23日 取締役会	普通株式	1,746	11.50	平成26年11月30日	平成27年2月5日	利益剰余金
平成27年6月19日 取締役会	普通株式	1,897	12.50	平成27年5月31日	平成27年8月3日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年12月1日至平成26年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	調味料	タマゴ	サラダ・ 惣菜	加工食品	ファイン ケミカル	物流 システム	共通	合計	調整額	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)
売上高										
外部顧客への 売上高	114,746	73,373	76,496	42,666	7,494	93,926	4,109	412,813	-	412,813
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	4,363	4,589	281	1,334	200	17,989	7,016	35,776	35,776	-
計	119,109	77,963	76,777	44,001	7,695	111,916	11,126	448,589	35,776	412,813
セグメント利益	9,141	2,481	2,597	265	632	2,496	795	18,411	6	18,418

(注)セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

当第3四半期連結累計期間において、「調味料」セグメントで104百万円、「タマゴ」セグメントで301百万円の負ののれん発生益を計上しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年12月1日至平成27年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	調味料	タマゴ	サラダ・ 惣菜	加工食品	ファイン ケミカル	物流 システム	共通	合計	調整額	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)
売上高										
外部顧客への 売上高	118,528	76,741	81,307	46,606	8,320	95,777	4,284	431,565	-	431,565
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	5,079	4,370	173	1,893	225	18,305	7,478	37,526	37,526	-
計	123,607	81,112	81,480	48,500	8,546	114,083	11,762	469,091	37,526	431,565
セグメント利益	10,315	4,025	2,021	167	187	3,611	857	21,186	6	21,192

(注)セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年12月1日 至平成26年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年12月1日 至平成27年8月31日)
1株当たり四半期純利益 (円)	71.20	92.44
(算定上の基礎)		
四半期純利益 (百万円)	10,704	14,030
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	10,704	14,030
普通株式の期中平均株式数 (千株)	150,354	151,787
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注)「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成27年6月19日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

中間配当による配当金の総額 1,897百万円

1株当たりの金額 12円50銭

基準日 平成27年5月31日

効力発生日 平成27年8月3日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年10月15日

キューピー株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮入 正幸 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 阿部 純也 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐久間 佳之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキューピー株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年6月1日から平成27年8月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年12月1日から平成27年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、キューピー株式会社及び連結子会社の平成27年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。